

○財務省告示第三百六十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十二年十月十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年十一月九日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百十

一回）

二 発行の根拠 平成二十二年に於ける財政運営のための公債の発行の特例等法律及びその法律（平成二十二年法律第七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とする。





イ ロ

十三十  
の経利発競 I 加場び札非入価  
払過行争非者特国発競札格  
込利入価・別債行争発競  
み子率札格第参市及入行争

十額十額  
四面錢以金  
額上額  
百の百  
円それ円  
につぞにつ  
きれのき  
九の九  
十応十  
九募九  
円価円  
六格六

(一)年 ○  
は、募・八  
、払入パー  
式によ込決定  
の規算金額の  
と定出額に通  
するしに通知  
。るた加を  
期金え、受  
日額、次  
にをのた  
払第の  
い第の  
込二算者

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8 \times 23}{100 \times 365}$$

(二)  
に係る所に  
るもとのと  
口座に記載  
のよりに出  
金額にり算  
額( )に  
時にお  
住者、又  
に、又は  
出た、金  
は、前記  
外、(一)  
国取、  
法得、  
算人、  
該式、  
非居、  
受者、  
額け住、  
る者、  
を所、  
又算  
合居  
行金  
該式  
のれ  
子

十四 初期利子

控除することができる。  
平成二十三年三月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する

十六 償還期限

平成三十二年九月二十日  
額面金額百円につき百円

十七 償還金額

日本銀行

十八 払場所

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十二年十月十三日